

平成28年9月30日

米原市議会議長 北村 喜代信 様

健康福祉常任委員会委員長 山本 克巳

福祉医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整措置に関する意見書案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

福祉医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整措置に関する意見書案

全国で少子高齢化と人口減少が進む中、全国の自治体においては、以前から、子どもの医療費助成をはじめとする福祉医療制度が地方自治体単独で実施されており、人口減少に歯止めをかけるべく、これら施策の拡大・拡充が行われてきました。

滋賀県においても、乳幼児、障がい者（児）、母子・父子家庭等への福祉医療費助成制度が実施されており、米原市においては、少子化対策の一環として、子育て世代への経済的負担軽減を図るべく、県制度の対象とならない中学3年生までの児童・生徒への福祉医療費助成を市単独事業として実施しているところです。また、こうした動きは他の自治体においても広がりを見せています。

こうした中、国においては地方創生を掲げ、人口減少の克服に向けた取組を推進している一方で、上記の地方単独事業による医療費の波及増分については、限られた公費の公平な配分という観点から、当該自治体が負担すべきとの考え方にに基づき、国民健康保険の国庫負担金等を減額するという措置をとられています。

全国の地方自治体で福祉医療制度が拡大する中、このような措置を続けることは、市町村国保の財政運営に大きな影響を与えるだけでなく、少子化・人口減少に真正面から立ち向かうべく、国と地方が一体となって推進する取組を後退させる可能性も懸念されます。

このため、下記の事項について速やかに実施されるよう、強く要望します。

- 1 地方自治体単独事業による子どもの医療費助成のほか、乳幼児、障がい者（児）、母子・父子家庭等の福祉医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を早急に行うこと。
- 2 子どもをはじめ、乳幼児、障がい者（児）、母子・父子家庭等の福祉医療費助成制度について、国による統一的な制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

滋賀県米原市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣 あて